

日本女性栄養・代謝学会 定款施行細則

(会員)

第1条 会員の入会を理事長が承認したときは、本学会からその旨を通知する。

第2条 名誉会員の推薦を理事会が行ったときは、理事長よりその旨を通知する。

第3条 会員はその名称または代表者を変更したときは、ただちにその旨を本学会に申し出なければならない。

第4条 会員は、別に定める投稿規定に従って、論文その他を会誌に投稿することができる。

2 学会会員の構成員には、会費1口につき5名分の会員と同等の投稿権を認める。

第5条 会員は、本学会の主催する学術集会に研究成果を発表することができる。

2 学会会員の構成員には、学会会費1口につき5名分の会員と同等の発表資格を認める。

3 本会における発表に関しては、別に定める利益相反に関する指針に基づいて実施する。

第6条 会員は、毎年1か年分の会費を納入しなければならない。

本学会の会費は次のとおりとする。

正会員 年額5,000円

法人会員 年額1口50,000円とし、1口以上

(理事の会務分担)

第7条 常務理事および理事は庶務、会計、編集(学会誌・ニューズレター)、広報(ホームページ)、学術研究、教育(生涯研修)などに関する会務を分担する。

(幹事の職務)

第8条 幹事は理事常任理事とともに理事長を補佐して、庶務、会計、編集(学会誌・会報)、広報(ホームページ)、学術研究、教育(生涯研修)など本会の会務に関する業務実務を行う。

(委員会の設置)

第9条 本学会に編集委員会、広報委員会、利益相反に関する委員会などの常置委員会のほか、本法人の目的に必要な学術調査研究に関する委員会を設ける。

(2) 本学会は、目的を達成するため必要に応じ、理事会の議決を経てその他の委員会を設けることができる。

(機関誌・ニューズレター)

第10条 機関誌「日本女性栄養・代謝学会誌」には、論文、会告および広告その他適当と認めた事項を掲載し、年2回定期的に発行する。機関誌の運営に関しては、機関誌編集委員会規定に基づいて実施する

2 機関誌のうち年次学術集会の前に発行する号には、年次学術集会のプログラム、抄

録、講演要旨などを掲載する。

第11条 機関誌「日本女性栄養・代謝学会誌」は会員に配布する。

3 機関誌の発行は竹田印刷が行い・発送業務は別に定める契約に基づいて株式会社毎日学術フォーラムが行う。

第12条 会費の滞納者には、会費滞納の通知を行い、1年以上滞納した者には機関誌の送付を停止する。

第13条 ニュースレターを発行する。

2 ニュースレターの発行・発送業務は編集委員会において行う。

3 ニュースレターの発行は電子媒体で行い、会員にメール配信することができる。

(年次学術集会)

第14条 本学会は年次学術集会を学術集会長主宰のもと毎年1回開催する。

2 年次学術集会の期日・期間、開催地、会場は学術集会長が理事会、評議員会の承認をうるものとする。

3 年次学術集会開催に要する経費は参加費、本学会からの補助金、共催企業ほかからの収入、企業展示の収入、他の団体からの補助金、寄付金などによって賄われる。

4 年次学術集会の会計報告は、本学会の会計報告とは別に作成し、理事会において承認を受ける。

(研究奨励賞)

第15条 本学会は女性の栄養と代謝に関する分野で優れた研究業績をあげた本学会の45歳以下の会員を対象に研究奨励賞を授与する。

2 研究奨励賞は論文の募集要項ならびに選考委員会の規定を別に定め、総会において授与式を行い、受賞者を表彰する。

(旅費・宿泊費)

第16条 理事会、各委員会などの開催に伴う旅費・宿泊費については、年次学術集会と同時に開催されるときには支給しない。

2 それ以外の場合、東京で開かれるときは、首都圏からの出席者は一律3,000円、それ以外の場合は普通運賃による料金の実費を支給する。他の地域で開かれるときは、この基準に準じて支給する。

3 宿泊を必要とするときは、一泊一律10,000円とする。

(事務局業務)

第17条 本学会は本部事務局の業務を株式会社毎日学術フォーラムに委託し、所在地は東京都千代田区日本大学病院内とする。

2 業務委託に関する契約は別に定めるものとする。

(細則の変更)

第18条 この細則は理事会の決議を経て変更することができる。

(付則)

本細則は平成30年8月31日より施行する。